



Title	クエンカ都市法の条文にみる都市官職
Author(s)	大内, 一
Citation	Estudios Hispánicos. 2010, 34, p. 65-80
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97997
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

クエンカ都市法の条文にみる都市官職

大 内 一

クエンカ都市法¹は、カスティーリャ国王アルフォンソ 8 世（在位1158-1214年）によって、1189年あるいは1190年にクエンカ市に賦与され、その後の市会による修正や編纂と歴代国王によるその承認を経ながら、13世紀半ば頃までに拡大都市法として成立したものである。筆者は、このクエンカ都市法を翻訳すると同時に、その諸規定を通して当時のカスティーリャ都市社会の諸相を考察する目的で長年にわたって本誌に「クエンカ都市法 一試訳と解題」²を掲載してきた。本稿では、そのクエンカ都市法の翻訳を活用しつつ、クエンカ市の統治機構を分析するための一助として、クエンカ市内の常設官職の種類とその職務内容を確認し、その機能について小考を加えるものである。

1. 国王とクエンカ市会の「自治」

クエンカ都市法の条文のなかには、「余は…」や「余の…」といった「一人称単数形」表現が用いられているものが複数見られる。この事実は、国王がクエンカ市会に対して発した個別的命令の文言がクエンカ都市法の編纂に

- 1 クエンカ都市法成立の背景、クエンカ都市法に関する研究史および都市法におけるクエンカ都市法の位置付けについては、大内一、「クエンカ都市法 (Fuero de Cuenca) に関する一考察」、*Estudios Hispánicos*, 23, 1998, ps.145-158、カスティーリャ王国における都市法の発展については、大内一、「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値観」、*Estudios Hispánicos*, 21, 1996, ps.73-96 を参照されたい。
- 2 大内一、「クエンカ都市法一試訳と解題 (1)」、*Estudios Hispánicos*, 24, ps.51-84；「クエンカ都市法一試訳と解題 (2)」、*Estudios Hispánicos*, 25, ps.111-137；「クエンカ都市法一試訳と解題 (3)」、*Estudios Hispánicos*, 27, ps.63-100；「クエンカ都市法一試訳と解題 (4)」、*Estudios Hispánicos*, 30, ps.93-121；「クエンカ都市法一試訳と解題 (5)」、*Estudios Hispánicos*, 31, ps.121-157；「クエンカ都市法一試訳と解題 (6)」、*Estudios Hispánicos*, 32, ps.35-68 および「クエンカ都市法一試訳と解題 (7)」、*Estudios Hispánicos*, 33, ps.77-105。これらは、ウレーニャによって校訂化がなされたクエンカ都市法 (Rafael de Ureña y Smenjaud, *Fuero de Cuenca (Formas primitiva y sistemática: texto latino, texto castellano y adaptación del Fuero de Izatoraf)*. Edición crítica con traducción, notas y apéndice, Madrid, 1935) の「エスコリアル版」(ラテン語版)と「バレンシア版」(ロマンセ版)を底本とし、バルマーニャによるその現代語訳 *El Fuero de Cuenca. Introducción, traducción y notas de Alfredo Valmaña Vicente*, Cuenca, 1978 に依拠している。本稿での各規定の章・条表記は後者にしたがっている。

際して元の表現のままで用いられたことに起因すると考えられるが、それらの条文は、国王とクエンカ市会との関係を明確にするための重要な指標となる。クエンカ都市法第1章の序文に見られる文言：「はじめに、余はクエンカ市民とその子孫すべてに対し、クエンカ市とその属域、すなわちクエンカの山地、泉、牧草地、河川、塩鉱、銀山、鉄山、そのほかの鉱山を含めて下賜するものである」は、国王が領主としてクエンカ市を王領地の都市自治体として認め、同市およびその属域の統治管轄権を同市会に付与したこと、すなわちクエンカ市会の誕生を象徴する表現に他ならない。さらに国王は、クエンカ都市法の条文をとおして、クエンカ市を恒久的に存続させるべく多岐にわたる特権を付与するとともに種々の義務を課すことになるが、これは国王と王領地の都市自治体との間の一種の公法的契約であった。

再植民過程で成立した国境地域の王領都市が安定的に存続するためには、人口確保と外部権力の排除が不可欠であった。クエンカ市の場合も例外ではなく、クエンカ都市法は、「…クエンカ市に入植する者は、…キリスト教徒かイスラム教徒かユダヤ教徒か、自由民か隷属民かを問わず、[道中の]安全が保障され、敵、債務、保証、相続、財産管理、牧畜管理やその他クエンカ市が征服される以前の行為について、如何なる者に対してもその責任を問われない…」(第1章第10条)と規定し、身分や信仰を問わず、罪や債務から逃れてクエンカ市に入植する者に対してそれらの免除を保証することで、新たな住民の誘致を促している。過去に犯した罪や債務に関するこのような免除規定は、当時のカスティージャの法慣習に抵触するものであった。この事実、国境地域の都市の人口の増加を図り、その都市を中心に周辺地域の再植民と防衛を実現することが国王にとっていかに重要な施策であったかを示すものである。また、外部権力の排除に関しては、余所者がもたらす暴力行為に対するクエンカ市民の防衛権を正当と認めるとともに、余所者に対するクエンカ市の裁判権の行使を認めている(第1章第3条)。また、「伯、大貴族、騎士または小貴族が、余の王国内あるいは他の王国からクエンカ市に居住する場合、他の入植者と同様に、死刑ならびに死刑以外の刑罰に等しく服するよう命じる」(第1章第7条)と規定して、クエンカ市に移住する貴族に対するクエンカ市の裁判権の行使を保障している。さらに、「余は、クエンカ市内において、二つの館、すなわち国王館と司教館以外に館が設けられることのないよう命ずる」と記して、国王および司教座を除き、クエンカ市会以外の権力が同市内に権力行使のための拠点をもつことを禁止し、さら

に「その他すべての家は、富める者の家と貧しき者の家、貴族の家と平民の家を差別することなく、等しく権利を有し義務を負うこと」（第1章第8条）として、身分や貧富の区別のないクエンカ市民の法的平等を保障している。上記3ヶ条からは、有力貴族による政治的介入を警戒するとともに、クエンカ市民の法的平等を確立しようとする国王の意図が確認できる。

2. 国王館とその官職

第1章第8条で言及された国王館は、クエンカ都市法が規定する市民の平等と市民の住居の平等の原則の枠外に位置し、クエンカ市内における日常的な法的活動のなかで領主である国王と臣下であるクエンカ市会との関係を実現化するための装置であった。国王館を構成する主な役職は、第1章第16条に規定されるように、a) 国王代官と b) 城代と c) 財務官の三者であった。

a) 国王代官³

クエンカ都市法の本文全981ヶ条のなかで、国王代官に言及する条文数は、設置を規定した第1章第16条を含めて15ヶ条⁴のみである。もっとも、クエンカ都市法はその性格上、市会運営のなかで国王代官の業務と関連する事項に限定して規定を設けており、国王代官に関する規定が少ないのは驚くに値しない。国王代官の具体的な業務に関する規定は、クエンカ市が遠征軍に参加した場合、「…国王代官は、治安判事および判事と共に遠征軍の指揮をとること…」（第30章第5条）が唯一であり、他の条文に具体的な業務に関する記述は見あたらない。もっとも、国王代官はクエンカ市における国王権力の代弁者であり、「…家門や国王、国王代官の圧力を利用して治安判事もしくは判事の地位を得ようとする者…」（第16章第5条）や「クエンカ市の国王代官は、金曜日の判事による法廷に臨席してはならない…これは、治安判事あるいは判事が国王代官を畏怖あるいは畏敬するあまり不正な判決を下すことを防ぐための規定である」（第24章19条）が示すように、市民に政治的圧力を加えたり、治安判事や判事を畏怖させたりする存在として警戒されていたことは確かである。しかし、市会の司法および行政に対する国王代官の介入は、前述の判事法廷への臨席の禁止に関する条文や「…如何なる者も治

3 ラテン語版で *Dominus uille*、ロマンセ版で *señor de la villa* と記された。

4 第1章第8条、第19条、第20条、第21条、第22条；第9章第8条、第14条；第11章第17条、第13章第6条、第15条；第22章第9条、第19条；第23章29条；第24章第20条と第41章第11条。

安判事を除いて、たとえ国王代官であろうと、国王館が罰金を受け取ることができる罪を理由に市民を拘束してはならない…」(第1章第22章)に見られるように、禁止あるいは制限される傾向にあったことも事実である。

b) 城 代⁵

城代に言及した規定は4ヶ条⁶とさらに少ない。国王役人としての城代の本来業務に関する規定は、当然ながらクエンカ都市法には見られない。市会との関連では、「クエンカにおいて城代職に就く者は、…保証として担保物となる家財を具えた家屋を市会に引き渡し、治安判事がそれを管理すること…城代が保証として担保物を具えた家屋を市会に引き渡すことを望まない場合、その城代は市会に受け入れられず…」(第1章第18条)が示すように、市会が城代を受け入れる前提条件として、その家屋を市会の管理下に置くことが義務づけられていた。また、城代も国王代官と同様に、「国王館が罰金を受け取ることができる罪を理由に市民を拘束してはならない…」(第1章第22章)と規定され、その市行政への介入が制限された。

c) 財務官⁷

財務官に関する規定も4ヶ条⁸である。城代の場合と同様、クエンカ都市法の規定には、財務官の具体的な業務内容に関する規定は見られない。「クエンカ市民およびユダヤ教徒は、ポルタスゴ税徴収官にも財務官にも就任できない」(第1章第17条)が示すとおり、クエンカ市民が財務官に就任することが文字通り禁止されていた。これは、国王館の財務業務にクエンカ市会が介入する可能性を排除するものと理解できる。他方、財務官には、国王館が受け取るべき罰金に関する判決の調査、確認のために判事の法廷に臨席することが許可されていた(第24章第20条)。もっとも、治安判事と判事が秘密裏に審理を行う場合は退廷しなければならなかった(第24章第21条)。

では、国王にとって国王館の設置目的の本質的な部分は何であろうか? 国王がクエンカ市においてその権力を最大限有効に行使するために国王館を設置したことは言うまでもない。しかし、実際には、国王館の権能がクエンカ市

5 ラテン語版で *alcayal*、ロマンセ版で *alcaide* と記された。

6 第1章第16条、第18条、第22条; 第39章第3条。

7 ラテン語版で *merinum* あるいは *maiordomus*、ロマンセ版で *merino* と記された。

8 第1章第16条、第17条; 第24章第20条、第21条。

会の司法権および行政権を大きく脅かすことはなく、「…債務者あるいはその保証人、泥棒、裏切り者あるいはその保証人が債権者による拘束から逃亡し、教会あるいは国王館に逃げ込んだ場合、その者はそこから引き出されること…」(第23章第29条)と規定して、市会の司法権の国王館および教会のアジール権に対する優越性を保障していることから明かなように、国王館がクエンカ都市法が構築する法的秩序を歪めることのないよう配慮されていた。この事実は、国王館の本来の目的が、市会の司法および行政権を尊重しつつそれらの機能を介して実現されるべきものであったことを示唆している。そして、クエンカ都市法のなかで国王館に言及する条文15ヶ条⁹のうち14ヶ条が国王館に支払われるべき罰金に関連するものであるという事実から判断すると、国王館の最大の関心は、犯罪者が支払う様々な贖罪金のうち、国王館に支払われるべき罰金を滞りなく受け取ることに向けられていたことは明白である。そして、「…治安判事は市会および国王館の利益のために罰金を取らねばならず…」(第24章第20条)が象徴するように、市会がその徴収を担当したのである。

国王館が罰金として受け取る金額は、犯罪の種類や贖罪金の金額により異なっていた。国王館が受け取る罰金については、クエンカ都市法の第1章第20条がもっぱら規定するところである。それによると、国王館は、原則として贖罪金の四分の一、すなわち贖罪金を市会、原告および治安判事・判事と四分した額を受け取ることができた。罰金を受け取ることができる犯罪の種類については、同条の冒頭で、殺人罪、住居侵入罪と婦女暴行罪に限定されていたが、後半部で、傷害罪、騒乱・徒党行為、不当な決闘申込み、不当な身柄拘束の罪が付け加えられた¹⁰。また、窃盗罪については、窃盗額の九分の一が罰金とされ、その全額が四分されることなく国王館のものとされた。市会や市場、判事の法廷あるいは治安判事の自宅前で犯された侮辱、突き飛ばし、頭髮の引っ張りおよび決闘申込みの罪についても、その贖罪金の四分の一を受け取ることができた(第13章第6章)。さらに、「余はここに、殺人を犯した者はすべて、200マラベディーの贖罪金を支払い、余に対して300スエルドの八分の一の罰金を支払うよう命ずる。この300スエルドの残りの額は、神への愛と汝らクエンカ市民への親愛のゆえに汝らに委ねるものとする…」(第14章第

9 第1章第8条、19条、20条、21条、22条；第9章第8条、14条；第11章第17条；第13章第6条、15条；第22章第9条、19条；第23章第29条；第24章第20条と第41章第11条。

10 この条文の国王館が受け取るべき罰金に関する記述の「重複と揺れ」を考慮すると、改訂が複数回行われた可能性が伺える。

1章)と規定し、殺人罪の罰金額300スエルドの八分の一を受け取り、残りの金額の徴収および分配の自由を市会に認めている。市会によって徴収され国王館が受け取った上記の罰金は、総額は把握できないものの、王室財政にとって、少なからず重要な役割を果たすものと認識されていたことは確実である。

3. 市会の官職

都市自治体として歩み始めたクエンカ市会は、その円滑な運営のために必要な種々の役職を創設した。市民は原則として互選によりその役職について市会運営に携わった。本章では、クエンカ都市法で規定される種々の官職の職務、報酬、罰則等について整理するものである。

d) 治安判事¹¹

治安判事は、その職に相応しい「賢明で思慮分別があり、真偽と正邪を見分けることのできる人物」で市内に居住する騎士の中から、毎年、輪番制により当番教区の合意にしたがって選出された(第16章第2条)。市会によって聖ミカエルの祝日(9月29日)のすぐ後の日曜日に任命され、その任期は一年とされた(第16章第1条)¹²。就任に際して、治安判事は市会に対し、両親への愛や子供への情、金銭欲や報復欲求、友人や市民あるいは余所者の懇願や賄賂によりクエンカ都市法の規定に違反することも法の道に背くこともしない旨を聖書にかけて宣誓しなければならなかった(第16章第6条)¹³。また、暴力を用いて治安判事の職に就くことも禁止された(第16章第3条)¹⁴。さらに、教区の合意が得られない場合、前年の治安判事と判事が、教区内で治安判事に相応しいと判断した男性5名の中からくじ引きで候補者を選出した(第16章第4条)。家門や国王、国王代官の影響力により治安判事の職を得ようとする者やその職を売却する者、就任宣誓の前に誰かを治安判事に就かせる者は、終生その職に就くことはできなかった(第16章第5条)¹⁵。

治安判事の主たる職務は、告訴する者すべてに対し平等に裁判を行うことであった(第16章第15条)。裁判は告発主義がとられ、告訴がない場合には裁判を開くことができなかった(第16章第14条)。裁判は、判事一名と共に

11 ラテン語版で *iudex*、ロマense版で *juez* と記された。

12 第16章第1条。この規定は判事、書記官、市場監査官、執達吏、サヨンにも適用された。

13 第16章第6条。この規定は判事、書記官、市場監査官、サヨンにも適用された。

14 第16章第3条。この規定は判事にも適用された。

15 第16章第5条。この規定は判事にも適用された。

治安判事の自宅前で午前9時から正午の間に行われた（第16章第16条）。また、罰金、五分の一税および献納金の徴収、担保物の押収、保証人の受け入れも治安判事の職務に含まれていた（第16章第15条）。さらに、コレドールと呼ばれる公設販売人の任命権を有していた（第16章第25条）¹⁶。治安判事の収入は、基本的に、市会から支払われる年間40メンカルの俸給と五分の一税、献納金および自ら徴収した罰金の七分の一、1件5スエルドの裁判手数料であった（第16章第12条）。さらに、治安判事は、市会が遠征軍に参加する際に同行し、国王代官および判事と共に遠征軍を統括した（第30章第9条）。遠征では、歩哨の選出（第30章第7条）、野営記録の管理（第30章第12条）、軍馬の管理（第30章第18条）などの軍事・警察的機能を担った。遠征に際する報酬については、治安判事は市軍の指揮官として二人分の戦利品分配を受けることができた（第30章第39条）。さらに、遠征で獲得した戦利品が多い場合には4マラベディー、少ない場合には2マラベディーを受け取ることができた（第30章第57条）。

治安判事による裁判権の「良き行使」のために様々な規定が設けられた。まず、治安判事の裁判権の独立を保障するため、国王代官を畏怖あるいは畏敬するあまり不正な判決を下すことのないよう、国王代官の臨席する場で治安判事が判決を下すことが禁じられた（第24章第19章）。また、法廷における判事に対する侮辱行為と決闘の申込みおよび判決に対する反論が禁止され、これに違反する者は罰金60メンカルの科された（第24章第13条）¹⁷。さらに、法廷において治安判事を負傷させた場合、その罪の贖罪金を倍額とすると規定され、法廷の權威の維持と治安判事の安全が図られた（第24章第14条）¹⁸。治安判事がクエンカ市をやむを得ず留守にする場合は、判事の中から一名を選んで治安判事代理とすることができた（第16章第17条）。また、治安判事が在任中に死亡した場合、その相続人が治安判事代理となった（第17章第20条）。この規定は、事実上の官職の家産化を部分的に認める内容であり、在任中の官職委譲の可能性を想起させるものである。また、すでに述べた治安判事の選出規定を考慮すると、各教区には有力家系が複数存在し、彼らが順番に治安判事や判事などの重要な市会の官職に独占的に就任していたことが推測される。

16 第16章第25条。この条文の表題は、「市会が任命するコレドール」となっているが、本文では、治安判事と判事にコレドールの任命権を認めている。

17 第24章第13条。この規定は判事と書記官にも適用された。

18 第24章第14条。この規定は判事と執達吏にも適用された。

また治安判事の職務怠慢や不正を防止するための規定も見られた。治安判事は迅速に裁判しなければならず、速やかに判決を下さずに何らかの損害を原告に与えた場合、その賠償義務を負った（第16章第18条）。また、身分や貧富の差にとらわれない公正な裁判を行わず、その事実を国王が確認した場合、国王に100マラベディーを支払わなければならなかった（第16章第9条）。さらに、真実を隠蔽する、審判に無関係な尋問を行う、虚言を擁護する、市会に対し不誠実である、クエンカ都市法による判決を無視する、脅迫あるいは暴言により書記官がクエンカ都市法の規定を朗読するのを妨げる場合、治安判事はその職を失い、以後、終生証人になることを禁止された（第16章第8条）¹⁹。治安判事が訴訟当事者から秘密裏に贈与を受けた場合、その判決は無効となり、治安判事は請求額の倍額を支払わねばならなかった（第16章第26条）²⁰。また、治安判事は、自分が養う者以外の保証人になることを禁じられた（第19章第4条）²¹。

アルカルデ
e) 判 事²²

判事については、多くの場合、「治安判事と判事」のように治安判事と併記されて言及され、その規定内容も、治安判事に関するものと共通するところが多い。就任に関わる条文のうち、任命日、任命者、任期（第16章第1条）²³、資格²⁴（第16章第2条）、不正就任の禁止（第16章第5条）²⁵ および就任宣誓の義務（第16章第6条）²⁶ に関する規定は、治安判事の場合と同様であった。治安判事の場合との違いは、治安判事に求められた「賢明で思慮分別があり、真偽と正邪を見分けることのできる人物」という資質に関する要件が判事に求められていないことと、判事は教区の合意により教区毎に一名ずつ選出さ

19 第16章第8条。この規定は判事にも適用された。

20 第16章第26条。この規定は判事にも適用された。

21 第19章第4条。この規定は、判事と書記官にも適用された。

22 ラテン語版で *alcaldus*、ロマンセ版で *alcalde* と記された。

23 聖ミカエルの祝日のすぐ後の日曜日に市会によって任命され、その任期は1年とされた（第16章第1条）。この規定は、治安判事、書記官、市場監査官、執達吏、サヨンにも適用された。

24 馬を所有する市民とされた。（第16章第2条）

25 暴力を用いて治安判事の職に就くことも禁止された（第16章第3条）。また、家門や国王、国王代官の影響により治安判事の職を得ようとする者やその職を売却する者、就任宣誓の前に誰かを治安判事に就かせる者は、終生その職に就くことはできなかった（第16章第6条）。

26 両親への愛や子供への情、金銭欲や報復欲求、友人や市民あるいは余所者の懇願や賄賂によりクエンカ都市法の規定に違反することも法の道に背くこともしない旨を聖書にかけて宣誓しなければならなかった。

れたことである（第16章第5条）²⁷。

判事の主たる職務は、「判事による金曜日の法廷」という表現が示すように、金曜日に裁判を行うことであった。この金曜日の裁判は、治安判事と判事の共同審判であり（第16章第17条）、治安判事とすべての判事が出席する義務を負っていた（第24章第9条）。金曜日の法廷に提訴できる者は、クエンカ市民および属村民に限定されたが、その中では提訴の自由が保障され、判決も即日に出すことが義務づけられていた（第24章第1条）。裁判は告発主義がとられ、告訴がない場合には裁判を開くことができなかった（第16章第14条）。判決を下すこと以外に、証人の受入れと召還（第24章第6条）と担保物の押収（第24章第15条）も判事の職務とされた。また、コレドールと呼ばれる公設販売人を任命する権限も有していた（第16章第25条と第47条）。判事の主な収入は、市会から支払われる10メンカルの俸給であった（第16章第30条）。俸給以外の判事の収入については、治安判事の報酬に関する規定（第16章第12条）のような明確なものはないが、「治安判事と判事は…それぞれが徴収した罰金を分け合うこと」（第16章第24条）が示すように、罰金は治安判事と判事の間で折半されていたと思われる。また、市会が遠征軍に参加した場合、遠征で獲得した戦利品が多い場合には4マラベディー、少ない場合には2マラベディーを受け取ることができた（第30章第57条）

判事の司法活動も治安判事の場合と同様、様々な規定によって保護された。まず、判事による裁判の独立を保障するために、国王代官が金曜日の法廷に臨席することが禁止されると共に、判事に対して国王代官の臨席の下で判決を下すことが禁止された（第24章第19章）。また、法廷において、判事に対する侮辱行為と決闘の申込みおよび判決に対する反論が禁止され、これに違反する者に罰金60メンカルが科された（第24章第13条）²⁸。さらに、判事を負傷させた者に2倍の贖罪金を科すことで、法廷の權威の維持と判事の安全が図られた（第24章第14条）²⁹。

また判事の職務怠慢や不正を防止するための規定も見られた。治安判事の場合と同様、身分や貧富の差に左右されない公正な裁判を行わず、その事実を国王が確認した場合、国王に100マラベディーを支払わなければならなかった（第16章第9条）。真実を隠蔽する、審判に無関係な尋問を行う、虚言を

27 第16章第5条。したがって、判事は教区の数だけ任命されたと考えられる。

28 第24章第13条。この規定は治安判事と書記官にも適用された。

29 第24章第14条。この規定は治安判事と執達吏にも適用された。

擁護する、市会に対し不誠実である、クエンカ都市法による判決を無視する、脅迫あるいは暴言により書記官がクエンカ都市法の規定を朗読するのを妨げる場合、判事はその職を失い、以後、終生証人になることを禁止された（第16章第8条）。判事が訴訟当事者から秘密裏に贈与を受けた場合、その判決は無効となり、判事は請求額の倍額を支払わねばならなかった（第16章26条）。判決を正当な理由なく遅らせた場合、それにより生じた損害の倍額を賠償する義務を負った（第16章第18章）。また、市内にいるにもかかわらず、治安判事に届け出ることなく無断で金曜日の法廷を欠席した場合、罰則として他の判事に1 マラベディーを支払うことが義務づけられた（第24章第10条）³⁰。法廷において、訴訟当事者に助言や弁護することも禁じられた。違反した場合、同僚判事に1 マラベディーを支払わねばならず、助言や弁護を受けた訴訟当事者は敗訴となった（第26章第7条）。

f) ^{エスクリバーノ}書記官³¹

書記官は、治安判事や判事と同様、聖ミカエルの祝日のすぐ後の日曜日に市会によって任命され、任期は1年とされた（第16章第1条）。また、就任時に、クエンカ都市法の規定を遵守し正道を踏み外さない旨を聖書にかけて宣誓しなければならなかった（第16章第6条）。書記官の主たる職務は、裁判記録の朗読、市会の会計帳簿および土地台帳の記録と管理とされ、書記機能と財務機能を同時に果たしていた（第16章第27条）。さらに、市会において毎年更新される人命金保証人を聖ミカエルの祝日から30日以内に記録することも職務に含まれていた（第15章第5条）。また、書記官は、市会の訴訟により治安判事あるいは判事が担保物を押収する際に同行し、担保物を記録した（第24章第17条）。市会が遠征軍に参加した場合は、治安判事および判事と共に、野営地、兵士、家畜および武器に関して記録することが求められた（第30章第12条）。さらに、戦利品分配役と共に教区間で戦利品を平等に分けなければならなかった（第30章第52条）。書記官の報酬は、市会から受け取る俸給40メンカルと遠征で獲得したイスラム教徒の捕虜1名であった（第16章第28条）。書記官は、治安判事や判事と同様に、法廷において、侮辱行為や決闘の申込みから保護されていた（第24章第13条）。書記官は、市の

30 この条文では、治安判事を大判事と表現している。

31 ラテン語版で *notarius*、ロマンセ版で *escribano* と記された。

統治において治安判事と判事に次ぐ存在として認識され、治安判事、判事、書記官が共に行う証言は、「決闘裁判にも応じることなく信用される」と規定されるほど信頼度が高いものであった（第21章第2条）。

また職務怠慢や不正を防止するための罰則規定も設けられた。書記官は、裁判記録の朗読、市会の会計帳簿および土地台帳に忠実でなければならず、国王あるいは市会の命令なくそれらの一部を削除あるいは加筆することを禁じられた。同時に、治安判事および判事の会計帳簿を忠実に記載する義務を負った（第16章第27条）。また、書記官が100メンカル以下の金額について虚偽記載あるいは不正行為を行った場合、窃盗と見なされその倍額を罰金として支払うことと規定された。100メンカルを超える金額についての場合、あるいは裁判記録を改竄した場合、前述の罰金に加え、右手の親指を切断された（第16章第29条）。右手親指の切断は、見せしめとしての身体刑の意味のみならず、書記の技能を奪うという実質的な意味をもっていたと考えられる。

g) ^{アルモタセン}市場監査官³²

市場監査官は、クエンカ市において治安判事、判事、書記官に次ぐ重要な官職であった。前述の官職と同様、市会によって聖ミカエルの祝日の次の日曜日に任命され、任期は1年であった（第16章第1条）。就任時にクエンカ都市法を遵守し、正道を踏み外さない旨を聖書に書いて宣誓する義務も同様に負っていた（第16章第6条）。市場監査官の主たる職務は、「穀物、ワイン、油、塩の計量器と分銅類の検査」すなわち度量衡器の検査であり（第16章第31条）、これを市内の度量衡器すべてに対し毎週実施しなければならなかった。不正な度量衡器を用いた者が支払うべき罰金額は10マラベディーであった（第16章第36条）³³。度量衡に関わる訴訟に際し、罰金のための担保物を押収することも市場監査官の職務に含まれていた（第16章第32条）。また、「通りで排泄物やゴミを捨てる者がいないよう見張り」、通りの衛生管理も担っていた。通りを汚した者が支払うべき罰金額は5スエルドであった（第16章第36条）³⁴。職務に怠慢な市場監査官、あるいは不正を行った市場監査官は、治安判事、判事および原告に罰金10マラベディーを支払わなければならなかつ

32 ラテン語版で *almotazaf*、ロマンセ版で *almotacén* と記された。

33 クエンカ市では、あらゆる者が度量衡器を所有することができた（第16章第37条）ので、その業務は極めて煩瑣であったと思われる。

34 通りを汚した者から罰金5スエルドに当てる担保物を押収した。

た（第16章第34条）。さらに、市会に対して業務報告を行う義務を負い、その報告に虚偽や不正が見られた場合、両耳を削がれ、頭髮を剃られ、市中を鞭打たれながら引き回された。あるいは罰金100マラベディーを支払わなければならなかった（第16章第35条）³⁵。市場監査官の収入は、基本的に前述の罰金であった。もっとも、それらの罰金は三等分され、市場監査官はその三分の一を原告と折半すること規定され、残りの三分の二は市壁の修理費用に充てられた（第16章第33条）。市場監査官は、クエンカ市内における商品売買の際に発生する様々な違反行為に科された罰金も受け取ることができた。例えば、第42章の職人に関する条文によると、蹄鉄工が家畜の所有者が持ち込む蹄鉄を家畜に打つことを拒んだ場合の罰金1マラベディー（第42章第3条）、鍛冶職人が粗悪な農具を販売し、その修理もしくは返金に応じなかった場合の罰金5スエルド（第42章第4条）、毛皮が破れる前に縫い目が解けた場合、それを無償で修理することを拒んだ毛皮職人に対する罰金5スエルド（第42章第7条）、仕立て職人が期日どおりに完成した衣服を納入しない場合の罰金1マラベディー（第42章第8条）、レンガの販売価格に関する規定に違反するレンガ職人が支払うべき罰金10マラベディー（第42章第14条）、鍋の販売に関する規定に違反する陶工が支払うべき罰金1マラベディー（第42章第16条）、獲物の販売場所に関する規定に違反した者が支払うべき罰金5マラベディー（第42章第18条）は、市場監査官と原告が折半すると規定されていた。パン、ワイン、肉あるいは穀物に代わる倍額の担保物の受け入れを拒む者に対する罰金1マラベディーも同様であった（第41章第6条）。

h) アンダドール³⁶
執達吏

執達吏も治安判事、判事、書記官、市場監査官と同様、聖ミカエルの祝日の次の日曜日に市会によって任命され、その任期は1年であった（第16章第1条）。就任宣誓の義務も同様であったが、治安判事、判事、書記官、市場監査官、サヨンとは異なり、宣誓場所は市会か判事の法廷のいずれかでよいとされた（第16章第7条）。執達吏の主たる職務は、市会の通達と治安判事および判事の通知を忠実に伝えることであった。また、執達吏のうち誰か一名が常に治安判事に随伴しなければならず、金曜日の法廷には全員が法廷で

35 刑罰（肉体刑か罰金か）の選択は市会に委ねられていた。

36 ラテン語版で *apparitor* あるいは *questor*、ロマンセ版で *andador* と記された。

待機する義務を負った。悪党に刑罰を与え、囚人を監視すること（第16章38条）や治安判事あるいは判事の命令により担保物を押収し引き渡すこと（第16章第43条）³⁷、決闘場において決闘者の武器を管理すること（第22章23条）も執達吏の職務に含まれていた。さらに、治安判事の命令により、介添人として国王の元に上訴する者に同行する場合もあった（第27章第4条）。執達吏は、騎士および官職保有者を除く、20メンカル以上の財産を所有する市民がそれぞれ支払う税の八分の一を報酬として市会から受け取った（第16章第45条）。また、自らが徴収した罰金の四分の一を受け取ることができた（第16章第23条）。さらに、決闘場における武器の管理の報酬として1マラベディーを得た（第22章第23条）³⁸。執達吏は、忠実に職務を実行することから「忠実な人」の意味をもつ「フィエル」とも称された。その職務内容から、警吏、刑務官、刑事罰執行人を兼ねた役職であったと言える。

職務怠慢や不正を防止するための罰則規定も設けられた。例えば、執達吏が治安判事あるいは判事の通知を誤って伝えた場合、それがクエンカ市内で行われたならば5マラベディー、市外ならば10マラベディーを支払うこと（第16章第40条）、国王の元に派遣された執達吏が国王の法廷で出された判決を誤って伝えた場合、その執達吏は舌を切られること（第16章第41条）と規定された。また、執達吏が治安判事に随伴することを怠った場合と金曜日の法廷に執達吏が全員揃わず、それが原因で法廷に問題が生じた場合、執達吏は連帯責任として全員で1マラベディーの罰金を支払わなければならなかった（第16章38条）。また、金曜日の判事の法廷において自らの意見を述べる、あるいは他人の意見を代弁した場合、罰金1マラベディーを支払うこと、法廷での秘密を口外した場合は100マラベディーを支払い、終生証人になることを禁じると規定された（第24章第22条）。執達吏は、監視する囚人を逃がした場合、その身代わりに牢屋に入り、囚人が支払うべき贖罪金を支払うか囚人が受けるべき刑罰を受けなければならなかった（第16章第46条）。執達吏による担保物の押収に関しては、執達吏が治安判事あるいは判事の命令なく担保物を押収する場合、原告にその倍額を支払い、さらに治安判事と判事に1マラベディーを支払うこと（第16章第42条）、命じた治安判事あるいは判事に

37 担保物の押収の際には、教区住民の立ち会いを必要とした（第24章第15条）。担保物の押収をめぐり、執達吏を負傷させる者は、その罪の贖罪金の倍額を支払うことと規定され、執達吏の職務時の安全が保障された（第24章14条）。

38 管理する武器を紛失した場合はそれを賠償する義務を負った。

担保物を引き渡さない、あるいは別の人物に担保物を引き渡す場合、原告に担保物の倍額を支払い、さらに治安判事および判事に 1 マラベディーを支払うこと（第16章第43条）と規定された。執達吏が治安判事あるいは判事の命令を果たさない場合、その執達吏は治安判事あるいは判事が別の人物を執達吏として雇うための費用を負担しなければならなかった（第16章第39条）。

i) 触れ役³⁹

触れ役は、前述の役職と同様、市会によって聖ミカエルの祝日の次の日曜日に任命され、その任期は 1 年であった（第16章第 1 条）。就任に際する宣誓義務も同様に負っていた（第16章第 6 条）。触れ役の職務は、治安判事の命令により、市会の開催の告知を市内の二つの広場において 3 回ずつ行うこと、治安判事の家の前で開かれる法廷の開催を告知すること、それ以外に判事が命じたすべての事柄を告知すること、届け出られた遺失物および拾得物について告知すること、戦利品の競売の開催を告知すること、そして金曜日の法廷の扉を警護することであった（第16章第53条）。また、決闘場において必要な事柄を告知することも職務に含まれていた（第22章24条）。触れ役の報酬は、任期満了時に市会から支払われる俸給20メンカル（第16章第55条）と拾得物の競売に際する手数料および触れ歩きにより遺失物を元の所有者に返却した際の手数料であった（第16章第54条）⁴⁰。触れ役の証言の信頼性は高く、担保物の押収や罰金の徴収に際して生じた出来事に関する触れ役の証言は無条件に信用された（第17章第 3 章）。一方、職務執行に際し、過失により何らかの損害を与えた場合、触れ役は治安判事および原告に対し 1 マラベディーを支払う義務を負っていた（第16章第56章）。

j) 公設販売人⁴¹

公設販売人とは、市内で売りに出された物品の販売を公に担わせるために治安判事と判事が任命する販売人であり、1 名に限定されたが、キリスト教

39 ラテン語版で *sagio*、ロマンセ版で *sayón* と記された。

40 競売で動物を売却する場合、馬 1 頭につき 4 ディネロ、牛あるいはロバ 1 頭につき 2 ディネロ、イスラム教徒 1 名につき 1 メアハ（六分の一ディネロ）を受け取ることができた。告知により家畜が見つかった場合、その所有者から 2 ディネロ受け取ることができた。イスラム教徒を見つけた場合、その主人が市民あるいは属村民であれば 4 ディネロ受け取り、その主人が余所者であれば 1 メンカル受け取ることができた（第16章第54条）。

41 ラテン語版で *venditor*、ロマンセ版で *corredor* と記された。

徒にかぎらずユダヤ教徒でもイスラム教徒でも就任することができた（第16章第25条）。公設販売人は金曜日の判事の法廷で就任宣誓を行う義務を負った（第16章第47条）。また、債務の返済に充てるために担保物を売却することも公設販売人の職務であった（第29章第22条）⁴²。公設販売人の報酬は売却手数料であり、その額は基本的に、売却する物品の価格1マラベディーにつき1ディネロと規定された（第16章第49条）⁴³。

公設販売人は販売した物品の品質を保証しなければならず、それを拒む場合は購入者に請求額の倍額を支払わなければならなかった（第16章第52条）。また、販売を委託された物品を手元に留め置く、あるいは自ら購入することを禁じられた（第16章第50条）。不正を犯す公設販売人の処罰は厳しく、詐欺行為あるいは5メンカル以下の窃盗罪で有罪と宣告された場合、両耳を削ぎ落とされる；10メンカル以下の場合右目、20メンカル以下の場合両目を削り抜かれる；20メンカルを超える場合は崖から突き落とされることと規定された（第16章第48条）。

レカウダドール⁴⁴ k) 収税吏

収税吏は、教区毎に1名ずつ選出され（第28章第3条）、その教区内で市会の公金を徴収することを職務とした（第24章第18条）。収税吏が市会の公金に充てる担保物を押収する際、その担保物を奪う者は収税吏に1マラベディーを支払うことと規定され（第28章第6章）、収税吏の安全かつ速やかな職務執行が図られていた。収税吏は、市会の公金に関して治安判事に対し責任を負い、治安判事が命じる場合、債務を肩代わりする義務を負った（第28章第5条）。さらに公金の徴収を確実なものにするためシステムも存在した。すなわち、収税吏は2名の保証人を立てねばならず、治安判事は、その保証人の家財を担保物として公金に充てる権利を有した。保証人から担保物を得られない場合、その教区のどの家からも担保物を押収することができると規定されていた（第28章第4条）。

収税吏の不正に対する罰則について、収税吏が税台帳を改竄した場合、与えた損害の倍額を賠償し、さらに10マラベディーの罰金を支払わなければな

42 担保物を売却し債務を返済した後の余剰金は、担保物の元の所有者に渡された。

43 イスラム教徒あるいは地所を販売した場合、1件につき半メンカル、馬を販売した場合1頭につき8ディネロ、ロバあるいは牛の場合は1頭につき4ディネロを受け取ることができた（第16章第51条）。

44 ラテン語版で *collector*、ロマンセ版で *cogedor* と記された。

らなかった（第28章第9条）。また、税台帳に記載にない者から税を徴収した場合、その倍額を支払い、罰金1マラベディーを支払う義務を負った。過失により保証人の担保物を紛失した場合、保証人にその担保物の倍額を支払わなければならなかった（第28章第8条）。

以上、クエンカ都市法の条文に言及されているクエンカ市の常設官職に限定し、各官職の任命、業務、報酬、罰則に関する規定に着目してその機能の整理を試みた。都市官職の中で最も重要な官職として位置づけられていたのは、市会の司法権を担った治安判事と判事であり、治安判事は判事よりも格上の「大判事」と見なされていた。書記官は、治安判事および判事と連携して市会の公文書の管理する補助的官職ではあるが、その俸給は治安判事の60メンカルには及ばないものの、判事の4倍の40メンカルを得る重要な官職であり、治安判事と判事および書記官が揃って行う証言は「決闘裁判に応じることなく信用される」（第24章第2条）の規定が象徴するように、治安判事と判事とともに上位官職として認識されていたと言える。市場監査官は、度量衡の検閲や食料供給に関わる重要な官職であり、就任宣誓の順位から判断して、治安判事、判事、書記官の次に位置づけられていた。執達吏、触れ役、公設販売人および収税吏は、前述の4官職と比較して下位に位置づけられた補助官職であった。

上位官職については、治安判事が在任中に死亡した場合にその相続人が治安判事代理になるとした規定（第17章第20条）から、官職の家産化が部分的に進んでいた可能性が指摘される。さらに、治安判事の選出規定を考慮すると、教区毎に有力家系が複数存在し、それらが順番に治安判事の職に半ば独占的に就任していた可能性も否定できない。このような可能性は判事職についても同様である。また、下位官職については、公設販売人を市会の任命と題しながら本文で治安判事と判事にその任命権を認めている規定（第16章第25条）から、下位官職の任命権が上位官職者に委ねられていた可能性を指摘できる。この可能性は、上位官職を占める特定の有力家系集団による下位官職任命権の家産化、ひいてはクエンカ市内における党派の形成を想起させるものである。

本稿は、紙数の関係上、クエンカ市の常設官職に関する簡潔な紹介と小考に留めた。しかし、クエンカ都市法が提供する研究テーマは、司法制度、財産制度、女性、異教徒、軍制など多様であり、それらについては別の機会に論じたいと思う。